

議事日程第1号

平成28年5月9日(月)

- 第1 会期の決定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 議案上程(議案第46号から第49号まで及び報告第1号から第11号まで)
提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
 - 第4 男鹿市議会常任委員会委員、議会運営委員会委員及び議会広報特別委員会委員
の選任
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤 秋男
副事務局長	畠山 隆之
局長補佐	湊 智志
局長補佐	杉本 一也

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部 幸男
教育長 鈴木 雅彦
総務企画部長 船木 道晴
産業建設部長 佐々木 一生
企業局長 佐藤 盛己
総務課長 目黒 雪子
税務課長 田口 好信
健康子育て課長 福田 ひとみ
福祉事務所長 伊藤 文興
観光商工課長 伊藤 徹
病院事務局長 柏崎 潤一
学校教育課長 吉田 雅美
監査事務局長 三浦 秋広
選管事務局長 (総務課長兼任)

副市長 杉本 俊比古
監査委員 湊 忠雄
市民福祉部長 原田 良作
教育次長 木元 義博
企画政策課長 藤原 誠
財政課長 八端 隆公
生活環境課長 山田 政信
介護サービス課長 佐藤 庄二
農林水産課長 武田 誠
建設課長 佐藤 透
会計管理者 菅原 信一
生涯学習課長 鎌田 栄
企業局管理課長 菅原 長
農委事務局長 (農林水産課長兼任)

午前10時08分 開 会

○議長（三浦利通君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成28年5月臨時会を開会いたします。

○議長（三浦利通君） ただちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、このたびの熊本地震により被災され亡くなりました方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表し、黙祷をもってご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

ご起立をお願いいたします。黙祷。

（黙 祷）

○議長（三浦利通君） 黙祷を終わります。ご着席をお願いいたします。

被災されました方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、各地の一日も早い復旧及び復興をお祈り申し上げます。

また、男鹿市議会といたしまして、災害義援金20万円をお送りいたしますので、ご報告させていただきます。

これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（三浦利通君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（三浦利通君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

9番進藤優子さん、10番吉田清孝君を指名いたします。

日程第3 議案第46号から第49号まで及び報告1号から第11号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第3、議案第46号から第49号まで及び報告第1号から第11号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第46号 平成27年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

議案第47号 平成27年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について

議案第48号 平成27年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

議案第49号 男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

報告第1号 損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第2号 損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第3号 損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第4号 損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第5号 損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第6号 損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第7号 損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第8号 損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第9号 損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第10号 損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第11号 損害賠償額の決定に係る専決処分について

○議長（三浦利通君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

はじめに、このたびの熊本地震によりお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本日、平成28年5月臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、条例及び補正予算の専決処分など15件ですが、提案理由の説明に先立ちまして、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

はじめに、先月17日の暴風による被害についてであります。

一般の建物では、住家2棟と非住家3棟で、屋根の剥離等の被害が発生いたしました。

公共施設では、美里小学校で飼育小屋の倒壊、館山近隣公園で桜の木3本の倒木被害がありました。

農業関係は、先月28日現在、市とJAの調査で、野石、五里合、男鹿中などの各地区において、水稻育苗やメロンなどのパイプハウス113棟と、メロンの小型簡易ハウス162棟で、全壊やビニールなどの破損、農作業場4棟で屋根の剥離などの施設の被害がありました。

農作物では、野石地区において、定植後のメロン苗1万540本に被害が発生しております。

被害農家数は延べ123戸、被害の総額は4,604万7千円となっております。

今後、農業者の再生産に係る経費への助成など、県やJAと連携して支援してまいります。

次に、日本ジオパーク全国大会の開催についてであります。

先月18日に開かれた日本ジオパークネットワーク理事会で、来年度の日本ジオパーク全国大会が、男鹿半島・大潟ジオパークに認定されている本市と大潟村で開催されることになりました。

本大会は、東北地方では初めての開催となり、日本ジオパークネットワークの活動が始まり10年目を迎える節目の年にあたります。

全国のジオパークに関係する地域から多くの皆様にご参加いただき、観光振興につ

なげてまいります。

次に、男鹿半島あいのりタクシー「なまはげシャトル」についてであります。

なまはげシャトルは、県、市、男鹿温泉郷協同組合、株式会社男鹿水族館、株式会社おが地域振興公社などで組織する「男鹿の二次アクセス整備推進協議会」が、公共交通を利用する観光客の利便性向上を図るため、先月22日から運行しております。

先月29日から今月8日までのゴールデンウィーク期間中の利用者は、90人でありました。

次に、客船「にっぽん丸」の船川港寄港についてであります。

今月4日、商船三井客船の「にっぽん丸」が、ゴールデンウィーク日本一周クルーズで、船川港に初寄港いたしました。

約400名の乗客は、寒風山やなまはげ館を回るオプションツアーに参加されました。

次に、「秋田・男鹿なまはげフェア&大館ハチ公フェア in 銀座」についてであります。

今月14日、15日の両日、本市と県及び大館市との協働による「秋田・男鹿なまはげフェア&大館ハチ公フェア in 銀座」が開催されます。

14日は、佐竹秋田県知事、福原大館市長とともに、銀座通りの歩行者天国で、秋田県、男鹿市及び大館市のPRを行ってまいります。

次に、男鹿総合運動公園テニスコートの竣工についてであります。

先月16日、昨年12月に砂入り人工芝に改修した男鹿総合運動公園テニスコートの竣工式と、男鹿市、秋田市、能代市及び三種町の中学生によるソフトテニスの記念試合を開催いたしました。

今後、男鹿市中学校体育連盟の春季体育大会、総合体育大会など、ソフトテニスの大会が開催されます。

次に、第67回東北都市教育長協議会定期総会・研修会についてであります。

先月21日、男鹿温泉郷のホテルを会場に、「第67回東北都市教育長協議会定期総会・研修会」が開催されました。本市での開催は、昭和44年以来2回目で、東北76市のうち52市の教育長から参加いただきました。

研修会後のアトラクションでは、男鹿北中学校の生徒13名が「なまはげ太鼓」を

披露し、参加された皆様から高い評価をいただきました。

次に、元税務課職員による公金着服事件についてであります。

先月20日、秋田地方裁判所において、元職員に対する判決公判が行われ、懲役4年6カ月の実刑判決が言い渡されました。

今後、日々の業務を通じて市民の皆様の信頼を取り戻せるよう、職員一同、真摯に職務に取り組んでまいります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第46号平成27年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成28年3月定例会以降、地方創生加速化交付金に係る事業及び文化会館大ホール屋根修繕工事並びに地方交付税等の確定に伴う予算措置について、平成27年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第47号平成27年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成28年3月定例会以降、保険給付費の確定に伴い、歳入において、国庫支出金を増額、一般会計繰入金を減額し、歳出において、保険給付費を減額する予算措置について、平成27年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第48号平成27年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成28年3月定例会以降、介護サービス事業勘定において、介護予防サービス計画費収入の確定に伴う予算措置について、平成27年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第49号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正などに伴い、法人市民税法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の環境性能割の新設、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び軽

減対象額の拡大など所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、報告第1号から第11号の損害賠償額の決定に係る専決処分についてであります。

本11件は、本市元職員が在職中、市民から徴収した市税等を横領した事件に係る、市民11人の方々への損害賠償額の決定について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

以上、提案理由の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、議案の説明を求めます。

まず、議案第46号及び第49号について、船木総務企画部長の説明を求めます。

船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） おはようございます。

それでは私から、議案第46号及び第49号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第46号平成27年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてであります。

恐れ入りますが、一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、平成28年3月男鹿市議会定例会以降、地方創生加速化交付金に係る事業及び文化会館大ホール屋根修繕工事並びに地方交付税等の確定に伴う予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、このたびご承認を賜りたいというものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9千671万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ182億6千361万3千円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと11.4パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

また、第2条の繰越明許費の補正は第2表で、第3条の市債の補正は第3表で、それぞれご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。2款地方譲与税は214万4千円の追加であります。1項地方揮発油譲与税は85万9千円の減額であります。2項自動車重量譲与税は325万1千円の追加であります。3項特別とん譲与税は24万8千円の減額であります。

3款1項利子割交付金は11万7千円の減額であります。

4款1項配当割交付金は226万8千円の追加であります。

5款1項株式等譲渡所得割交付金は328万7千円の追加であります。

6款1項地方消費税交付金は7千792万9千円の追加であります。

7款1項ゴルフ場利用税交付金は84万7千円の追加であります。

次のページになりますけれども、8款1項自動車取得税交付金は151万3千円の減額であります。

11款1項地方交付税は1億8千749万8千円の追加で、特別交付税であります。

12款1項交通安全対策特別交付金は14万7千円の追加であります。

15款国庫支出金2項国庫補助金は1億3千992万円の追加で、学校施設環境改善交付金及び地方創生加速化交付金であります。

16款県支出金は197万円の減額であります。2項県補助金は81万6千円の減額、3項委託金は115万4千円の減額であります。

17款財産収入1項財産運用収入は8千円の追加であります。

21款諸収入5項雑入は26万5千円の追加であります。

次のページになりますけれども、22款1項市債は1億1千400万円の減額であります。第3表、市債補正でご説明いたします。

以上の結果、歳入合計は2億9千671万3千円を追加し、予算の総額を182億6千361万3千円とするものであります。

これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源 69.2パーセント、特定財源 30.8パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

2款総務費1項総務管理費は3億8千823万3千円の追加で、財政調整基金積立金及び生涯活躍のまち展開支援事業費などであります。

3款民生費は8千927万8千円の減額であります。1項社会福祉費は8千927万8千円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金であります。2項児童福祉費は、財源補正であります。

6款農林水産業費1項農業費は、財源補正であります。

7款1項商工費は221万円の追加で、首都圏等修学旅行誘致事業費であります。

8款土木費2項道路橋りょう費及び3項河川費は、財源補正であります。

10款教育費は445万2千円の減額であります。3項小学校費は3千445万2千円の減額で、船川第一小学校屋内運動場改築工事費などあります。5項社会教育費は3千万円の追加で、文化会館大ホール屋根修繕工事費であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様2億9千671万3千万円を追加し、予算の総額を182億6千361万3千円とするものであります。

これを性質別の比率で申し上げますと、消費的経費61.8パーセント、投資的経費15.2パーセント、その他の経費23.0パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

第2表は繰越明許費の追加であります。

2款総務費1項総務管理費、生涯活躍のまち展開支援事業は7千779万円、7款商工費1項商工費、首都圏等修学旅行誘致事業は221万円、10款教育費5項社会教育費、文化会館大ホール屋根修繕工事費は3千万円を、それぞれ予算繰越措置をするものであります。

次のページをお願いいたします。

第3表は市債の変更であります。

庁舎大規模改修事業は260万円を追加し3千50万円に、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業は210万円を減額し530万円に、子育て応援米支給事

業は10万円減額し750万円に、経営体育成基盤整備事業は470万円減額し3千500万円に、災害防止事業は40万円を減額し1千160万円に、社会資本整備総合交付金事業は60万円を減額し3千660万円に、船川第一小学校整備事業は1億470万円を減額し5億9千200万円に、北陽小学校整備事業は430万円を減額し1千640万円に、それぞれ変更するものであります。

以上により、本補正予算における市債は1億1千400万円の減額で、市債合計は18億2千651万円と見込むものであります。

以上をもちまして、議案第46号平成27年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきますが、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第49号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

恐れ入りますが、議案書の方の4ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、男鹿市市税条例等の一部を改正する条例を本年3月31日に専決処分させていただきましたので、ご承認賜りたいというものであります。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴うもので、主な改正点についてご説明を申し上げます。

市税条例においては、1点目として、法人の市民税において、法人税割が見直され、標準税率が「9.7パーセント」から「6.0パーセント」に、制限税率が「12.1パーセント」から「8.4パーセント」に、それぞれ引き下げられ、平成29年4月1日以降に開始する事業年度から適用されること。

2点目といたしまして、県税である自動車取得税の廃止により環境性能割が創設され、軽自動車については、軽自動車税環境性能割として市町村が課すこととし、当分の間は県が賦課徴収等を行うものとしたこと。

3点目といたしまして、軽自動車税におけるグリーン化特例措置について、適用期限を1年延長し、平成28年度中に新規取得した三輪以上の軽自動車について適用すること。

また、国民健康保険税条例におきましては、1点目として、国民健康保険の被保険

者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、医療給付費分課税額に係る課税限度額が「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金分課税限度額が「17万円」から「19万円」に、それぞれ引き上げられたこと。

2点目としまして、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、軽減判定所得が見直され、5割軽減の対象となる所得の算定について、同一世帯被保険者数の1人当たりの控除額が「26万円」から「26万5千円」に引き上げられたこと、2割軽減の対象となる所得の算定における控除額が「47万円」から「48万円」に引き上げられたことなどにより、所要の改正を行う必要があることから、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

以上をもちまして議案第48号の説明を終わらせていただきますが、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、議案第47号及び第48号について、原田市民福祉部長の説明を求めます。原田市民福祉部長

【市民福祉部長 原田良作君 登壇】

○市民福祉部長（原田良作君） おはようございます。

それでは私から、議案第47号及び議案第48号について、補足説明を申し上げます。

まずはじめに、議案第47号平成27年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、平成28年3月定例会以降、保険給付費の確定に伴う国庫支出金、一般会計繰入金及び保険給付費を措置したもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、このたびご承認を賜りたいというものでございます。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5千473万3千円を減額し、補正後の予算総額を51億1千641万7千円とするものでございます。

この予算規模は、当初予算に比較しますと3.5パーセントの減となっております。

す。

第2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

3款国庫支出金1項国庫負担金は3千454万5千円の追加で、療養給付費負担金であります。

9款繰入金1項繰入金は8千927万8千円の減額で、一般会計からの繰入金であります。

この結果、歳入合計では5千473万3千円を減額し、補正後の予算の総額を51億1千641万7千円とするものであります。

4ページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

2款保険給付費1項療養諸費は3千657万9千円の減額で、一般被保険者に係る療養給付費であります。2項高額療養費は1千227万7千円の減額で、一般被保険者に係る高額療養費であります。4項出産育児諸費は587万7千円の減額で、出産育児一時金であります。

この結果、歳出合計は歳入同様5千473万3千円を減額し、補正後の予算の総額を51億1千641万7千円とするものであります。

以上で、議案第47号平成27年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第48号平成27年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、平成28年3月定例会以降、介護サービス事業勘定において、介護予防サービス計画費収入の確定に伴う予算を措置したもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、このたびご承認を賜りた

いというものであります。

まず、条文の第1条は、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万2千円を追加し、補正後の予算総額を1千425万2千円とするものであります。

第2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は保険事業勘定の歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

3款国庫支出金2項国庫補助金11万5千円の減額及び5款県支出金3項県補助金5万7千円の減額につきましては、介護サービス事業勘定からの繰入金である7款繰入金17万2千円の追加に伴う財源補正であります。

なお、保険事業勘定においては、歳出の補正はございません。

4ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入についてであります。

1款サービス収入1項予防給付費収入は17万2千円の追加で、介護予防サービス計画費収入であります。

この結果、歳入合計では17万2千円を追加し、補正後の予算総額を1千425万2千円とするものであります。

5ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳出であります。

1款諸支出金1項繰出金は17万2千円の追加で、歳入におけるサービス収入の追加に伴う保険事業勘定への繰出金の追加であります。

以上の結果、歳出合計では歳入同様17万2千円を追加し、補正後の予算総額を1千425万2千円とするものであります。

以上で、議案第47号平成27年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、議案第47号及び議案第48号の補足説明を終わらせていただ

きますが、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。19番高野議員

○19番（高野寛志君） 市長の諸般の報告の中で、元税務課職員による公金着服事件が実刑判決4年6カ月であると。今後、業務を通じて市民の皆様の信頼を取り戻せるように、職員一同、真摯に職務に取り組んでまいりますと報告がありました。それから、案件の中で報告第1号から第11号ですね、損害賠償額の決定に係る専決処分で、それぞれの人に返還してると、そういう報告なんですけれども、このことについてはそうでしょうということなんですけれども、じゃあね、その4千500万も600万も財政には穴あいてるわけですね。それをどういうふうに補てんするとか、あるいは解決していくのか。その辺について全然、わからないわけですね、ただこれ、あとこういうふうに手続上、事件が終わってってしまうということじゃなくて、実質的に、4千500万も600万も穴があいた、欠損をどうする考えなのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） 確かに、今回お返しした分、あるいは、これまで調査委員会、あるいは監査委員の認定した被害額について、それぞれの事務的な処理は終わっております。今、高野議員がおっしゃいますように、元職員に対して、市といたしましては損害賠償を請求して、督促もしてございますけれども、現実に当該職員から弁済はなされておられません。そういう意味では、現在、現金が入ってきてないということでございますけれども、これにつきましては、この後引き続き、当人が実刑判決ということで、確定したかどうかというのはなかなか裁判所からは教えていただけないものですから、弁護士の方針ですと控訴しないということでしたので、この後、身柄が刑務所なりに移ると思われましても、当面、私どもとしては請求してございまして、これがある程度の期間、今年度中を想定をしてはございましたけれども、納付されない場合につきましては、その際、議会とも協議をさせていただいて対応を決定していきたいというふうに考えております。

○議長（三浦利通君） 再質疑。高野議員

○19番（高野寛志君） その辺のやりとりは総務委員会でもあったわけですがけれども、結局、損害賠償で訴えたり裁判を起こして費用をかけても、現実的には、もう、前の税務課職員から回収を見込めるといのは全然無理だと。もうこれ以上そんなことやって余計な金使うより、何らかの、始末を考えなきゃいけないんじゃないかと。で、市長は去年の9月ですか、減給50パーセント3カ月と。そのころ私も申し上げたんですけども、市民の間では非常にこの問題について批判が強くて、市長さんお辞めになったらどうかと、辞任を迫るご意見もあって、私も多少話したことあるんですけどもね、この4千500万も600万も回収ができないで財政に穴があいたとなれば、非常に政治的な責任が重いと思うんですよ。ですから、市民の声がそういう厳しい意見もあると同時にね、私もやっぱり、こんな前代未聞の不祥事、それを管理監督責任がおろそかであったのであれば、やっぱり政治の筋道としては市長は辞任を考えるべきじゃないかと。今に至るまでも、この多額な欠損を何ら解決できないでいるんで、これは市政のトップとして政治責任を考えるべきじゃないか、そう思うんですけども、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 先ほど船木総務企画部長が申し上げましたとおり、今現在、市としては損害賠償をしているところであります。その結果を見た上で、また、先ほど申しましたとおり、議会とも相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦利通君） さらに質疑。高野議員

○19番（高野寛志君） 昨年9月議会で市長が減給処分するとき、監査委員の被害額の決定を確認してから処分に踏み切ると、そういう意向だったのが、途中から、やっぱりそれでは遅いと思ったのか、あの当時、減給処分を出してきたわけですよ。で、今、今後その訴訟とか、あるいは時間の推移を見て、その上で考えると、そういうことですけども、もうこの事件が発生して相当の期間がたってるしね、見通しとしては、もう本人から回収は見込めないと、そういう状況になってるわけですよ。だから、いろんな手を使って先延ばししても、もう結果が見えてると思うんですよ。ですから、やっぱりいつかの段階で政治家は決断していかなきゃいけないし、何か、役所

のね、引き延ばしっていうか、時効を待ってるのかわからないけれども、そういうことでは市民も我々もちょっと納得できない面もあるんで、やっぱりこのことは相当市長も真剣に考えてもらわなければ、何らけじめがついてない。減給50パーセントで3カ月ったら、百二、三十万ですか。だれも市民がそれで、ああわかったと思ってないんですよ。余りにも金額が大きすぎてね、やっぱり市政に与える影響が大きかったもんですから、政治責任を追及する声も出てくるわけなんですけれども、もっと速やかに物事を決断してもらいたいと思うんですけれども、もう一度お願いします。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 今回の事件に対する私のいわゆる責任ということについては、いわゆる管理の責任、監督の責任ということで減給処分にいたしました。それと、今回のその賠償することとは別問題というふうにして考えておりますので、私の責任は、あくまでも管理監督責任であるというふうにして考えております。

○19番（高野寛志君） これ、3回目やったっけ。

○議長（三浦利通君） はい。

○19番（高野寛志君） じゃあ、終わります。

○議長（三浦利通君） 以上で、高野議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。1番佐藤議員

○1番（佐藤巳次郎君） おはようございます。

私からも、税金関係についてお伺いしたいと思います。

今の高野議員の質問に対して、市長は、この被害額に対する処理について、議会と協議して進めたいという答弁されておりますが、この答弁ってというのはどういう意味なのかなと。議会と協議すると。議会もいかにも悪かったということにとらえているのかですよ、行政側の責任を議会に押しつけるような感じの答弁じゃないかという感じを受けて、今聞いているわけなんですけれども、そこら辺はどう考えての議会との協議なのかですな。

それと、今後の対応について協議すると。どういう対応があるのかですな、具体的に。この事件が発生してちょうど1年ぐらいですよ。で、どういう対応策、具体的な。当然、市の方では考えていると思いますよ。もしもないとすれば、これもまた大

変な問題じゃないかなという感じがします。どういう対応策っていうのは考えられるのか。それをひとつお答え願いたいなと思います。

それから、この報告1号から11号がありますが、「取り扱いにご注意願います」と書いて、内容的に一つも今回内容に触れないで、ただ議員に渡したという程度ですが、果たしてこれでいいのかどうなのかですよ。私は説明すべきじゃないのかと。具体的に各、これ不納欠損額、全部で221万3千570円になろうかと思えますけれども、これの市税等の内訳がどうなってるのかですよ、そういうのもやはり説明してもらわないとわからないわけです。そしてまた、多い方では90万を超えるという額になってるわけですね。大変な額なんですな。で、これを不納欠損処理したということで、納税者に返還しなけりゃいけないということでの報告事案だと思いますけれども、実際それぞれ、この11件の方々が、どういう納付状況なのか私はわかりませんが、この不納欠損になった以外にも滞納があってですよ、それでこの返還される額から滞納している納税額を差し引くという手法をとっているのか。そしてそういう対応をしたのかですな。言ってみれば、仮に一つの例として大きい90万9千円何がしの額あるすな。納税者は多分、時効期限というものを知らないで納めたということだと思えるんですけども、そうすれば、これまず税法によって返還しねばいけないということだろうと思えますけれども、本人が、納めたんだから不納欠損になっても私の責任だから、市に納付するという方々がいないのかどうかですよ。そういうのを市の方で受けるにいいものなのかどうかね、そういうのを納税者に対してどういう話をしながら返還に向けたのかですな、そのあたりを少し詳しく話をしてほしいなと思えますけれども、そこら辺についてお伺いいたします。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） お答えを申し上げます。

議会との協議をさせていただくといったことについてのご質問がございました。これまでの間、特に、いわゆる領収書のない部分のその2回目の賠償請求に向けた損害額の確定といったところについては、非常にいろいろな証拠、あるいは情報、それから相手方とのやりとり、そういったことを積み上げながら被害額の確定をしたところでございます。これにつきまして非常に時間を要したということで、このたび少し、

当初の想定した動きよりは時間がかかったということはお詫びを申し上げたいと思います。

それからまた、今後の対応につきまして、この判決の内容によってまたいろいろ考えるべきところがあるというふうなことで、公判の推移を見守ってきたところでございます。判決が確定したと、実刑判決が出たということにつきましては、先ほど市長からも申し上げたところでございますけれども、それを受けて、これからの入り方をまた検討させていただきたい。そこで、高野議員からもございましたけれども、本人のそれこそ賠償能力があるのかどうなのかといったところが非常にポイントになるかというふうに思っております。そういったことも含めて、いろいろこう情報を整理しながら、この後、例えば想定される動きとして民事訴訟といったような訴訟提起も選択肢としてはあり得るというふうに考えておりますけれども、そこで果たしてその訴訟費用を投じてまでも回収の見込みがあるのかということは、当然問われるところでございますので、そういったところをしっかりと整理をしながら、今後の対応について議会の皆様と協議をさせていただきたいという趣旨でございます。

報告の内容 11 件につきまして、今、船木部長の方から詳細を説明させていただきます。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） それでは私から、この報告 1 号から第 11 号に係る件について、ご答弁をさせていただきます。

まずはじめに、議会への説明といったことでしたが、この損害賠償額の決定に係る専決処分につきましては、議会の方から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく男鹿市長専決処分事項の指定ということで、その範囲内の金額でございまして、これを承認を求めるといった報告ではなくて、専決処分をしたので単に報告するという内容のものでございまして、これまでも、この市の報告につきましては議会での説明は、議案の説明としては行っていなかったもので、今回も同様の対応とさせていただきます。

このたびの 11 件に係る金額でございますが、返還するのは 221 万 3 千 570 円でございます。このうち、いわゆる本税と遅延利息がございます。元金、要するに

本税につきましては180万1千140円、これに伴います遅延利息、これが41万2千430円、合わせまして先ほど言いましたように221万3千570円の返還額となるものでございます。

それから、この返還につきましては、当該元職員が時効により債権が消滅しているにもかかわらず徴収したとか、あるいは、同じ税で二重に徴収したといったような事例で、本来、税として収納できないもの、税ではない部分でございましたので、これらについては、その支払った方々に返還する必要がございます。これを、先ほど言いました本税の部分を税目別で言いますと、本来税ではないんですが、徴収した税目別で言いますと、国民健康保険税が130万6千700円、固定資産税が22万2千840円、市・県民税が25万1千600円、軽自動車税が2万円、合わせまして180万1千140円を税として、本来収納できないものを税として元職員が収納したものであります。

この返還にあたりましては、領収書のあるものがほとんどでございまして、中に若干、2件ぐらいですか、金額にして11万9千100円は、いわゆる領収書のない自己申告分でございますけれども、それにつきましては、それまでのその方の納付状況、あるいはカレンダー等で当該元職員に渡した日を記載しているとかといったようなことから、監査でも認められた額につきまして返還するというものでございます。

これを返還するにあたりましては、この世帯以外の世帯の方々にもすべて、要するに被害額として認められた内容につきまして、各対象世帯を訪問して説明をしてございます。当然これらの方で、本来返還され、今回の1号から11号までの対象の方で未納のある方については、お願いは当然しておりますけれども、直ちにそれを、もともと税ではございませんので、損害賠償金として返還いたしますので、それを相殺するというような措置はとってございません。ただ、先ほど言いましたように未納のある方については、当然納入していただけるようお願いはしてきております。

○議長（三浦利通君） 再質疑。佐藤議員

○1番（佐藤巳次郎君） この横領事件の四千数百万の賠償額について、本人への請求、民事訴訟等も考えられるという話をしておりましたが、いずれ、仮に訴訟でもとれる額というのは、仮にあってもですよ、大きい額にはならないということではないのかなと思っておりますし、市の方でもそういう思いはあるんじゃないかなと思いま

すけれども、いずれその賠償額をどうするかというのはよ、その対応について、やはり具体的にやっていかないとうまくないと。事件始まってから1年なる中でですよ、きちっとやっぱり市の責任を市民にわかりやすく説明するというのが当然必要だろうと思うわけですがけれども、その対応として、最高責任者の市長を含めですよ、その損害額を補てんしていくということも一つの対応策だと思いますけれども、そこら辺についてはどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） お答えを申し上げます。

私どもの対応スケジュールに関しまして少し時間を要したということにつきましては、先ほど申し上げましたが、その対応、あるいは調査結果、そうしたことにつきまして、できるだけ早い機会に、事故調査委員会の最終報告といったような形で議員の皆様にご説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

そして、この被害額への対応でございますが、やはりこれはあくまでも、それこそ犯罪でございますので、本人に賠償してもらわなければいけない、これが基本にあるかというふうに思っております。これは、今いろいろお話が出ておりますように、本人に賠償能力があるのかどうかという、そういう見きわめということも必要だというふうに考えますけれども、今なくても将来的に見込めるのかといったようなことも含めて、いろいろ今後の対応の方針を取りまとめて、この最終報告を説明させていただく段階で私どもの方の考え方を説明をさせていただきたいと思っております。市民の方々にわかりやすく説明しなければいけない、このことについては十分頭に置いているつもりでございます。今後、しっかりと方向性を取りまとめて説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（三浦利通君） さらに質疑。佐藤議員

○1番（佐藤巳次郎君） 副市長からいろいろ説明ありましたが、新聞の記事によれば、刑が決定されて、本人は刑終わって仕事を見つけて、その中から返済していきたいというような記事も私読んだ記憶ありますけれども、そういうものも含めて検討するのかですよ。せば何年先になるのかと。本人の支払いが終わった時点の残額を市で、損害賠償として考えていくということになればですよ、時間的にはかなりの年数

過ぎてしまうと。そういうことで延ばしていく状況も市の方で考えているのか。そうでなくて、やはりきっちり、この28年度なら28年度中に決着するとか、何らかのやっぱり市の対応、考え方を市民に出すという必要があるかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） お答えを申し上げます。

当時被告の弁護士のコメントとして、仕事を見つけてと、返す意思はあるというようなコメントが出されたというふうに私も聞いております。そうした対応をしていただくのが原則であろうというふうに、先ほども申し上げました。

28年度中に対応方針をとということですが、そういったときに、それこそこの被害額を市の対応で決着するということがその選択すべき道なのか、あるいは、先ほど申し上げましたように、私はやはり本人が一生かかってでもやっぱり弁済すべきだというふうに考えております。そういう道を選択すべきなのか。そうしたことについて、今後議会の皆様と協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。一生かけてということの選択をする場合には、当然、時効といった課題が出てくるわけですので、時効を停止する措置をとりながら対応するといったような対応も求められることとなりますので、選択肢としてはいろいろ顧問弁護士とも相談をしながら対応していかなければいけないというふうに思っているところでございます。こういったことにつきましても、この後、議会の皆様に説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦利通君） 以上で、1番佐藤議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって本4件については、委員会への

付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第46号から第49号までを一括して採決いたします。本4件については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第46から第49号までは、原案のとおり承認されました。

ここで、常任委員会等の構成協議のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前10時16分 休 憩

午後 1時02分 再 開

○議長(三浦利通君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 男鹿市議会常任委員会委員、議会運営委員会委員及び議会広報特別委員会委員の選任

○議長(三浦利通君) 日程第4、男鹿市議会常任委員会委員、議会運営委員会委員及び議会広報特別委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員、議会運営委員会委員及び議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、指名いたします。

職員に朗読させます。

【職員朗読】

総務委員会委員

佐藤誠さん 安田健次郎さん 吉田清孝さん 畠山富勝さん 古仲清尚さん
三浦利通さん

教育厚生委員会委員

佐藤巳次郎さん 米谷勝さん 土井文彦さん 進藤優子さん 中田謙三さん

三浦桂寿さん 高野寛志さん

産業建設委員会委員

三浦一郎さん 木元利明さん 笹川圭光さん 船木金光さん 船橋金弘さん

船木正博さん 小松穂積さん

議会運営委員会委員

米谷勝さん 笹川圭光さん 安田健次郎さん 吉田清孝さん 畠山富勝さん

中田謙三さん 小松穂積さん

議会広報特別委員会委員

佐藤巳次郎さん 木元利明さん 古仲清尚さん 進藤優子さん 船橋金弘さん

畠山富勝さん

以上です。

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員、議会運営委員会委員及び議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

委員会条例第10条第1項の規定により、これより各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時04分 休 憩

午後 2時09分 再 開

○議長（三浦利通君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会並びに予算特別委員会において正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務委員長には畠山富勝君、同じく副委員長には佐藤誠君。教育厚生委員長には土

井文彦君、同じく副委員長には進藤優子さん。産業建設委員長には木元利明君、同じく副委員長には船木金光君。議会運営委員長には小松穂積君、同じく副委員長には安田健次郎君。議会広報特別委員長には佐藤巳次郎君、同じく副委員長には進藤優子さん。予算特別委員長には船橋金弘君、同じく副委員長には三浦一郎君。

以上のとおり決定いたしました。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて5月臨時会を閉会いたします。

大変どうも御苦労さまでした。

午後 2時11分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 進 藤 優 子

議 員 吉 田 清 孝